

控訴人 特定非営利活動法人空援隊

被控訴人 日本放送協会

控訴理由書

平成24年5月1日

控訴人 特定非営利活動法人空援隊

理事長 小西 理

原判決は、事実関係及び判例解釈等を見誤っているので、再整理して、以下の通り主張する。

目次

第1	はじめに	3
1	事実関係の整理	3
	(1) 控訴人 (原審原告)	3
	(2) 被控訴人 (原審被告)	3
	(3) 原審における控訴人の訴えの要旨	3
2	本件において特に考慮すべき事情	3
	(1) 本件名誉毀損事件は、組織的な過失違法行為である	3
	(2) 本件名誉毀損の仕掛けは、番組全体に及び渡るものである。	4
	(3) 公共放送としての検証 (放送法に基づいた判断・観点・基準) が前提。	4
	(4) 本件名誉毀損による損失は、日本の国益に多大なる負の影響を与えている。	4
	(5) 日本の海外戦没者遺骨収集に関する大前提と、歴史的事実の認識	5
第2	原判決の要旨と不備	8
1	原判決の要旨	8
2	原判決の不備	9
第3	控訴人の主張	9
1	原判決の事実誤認	9
	(1) 争点判断の前提となる事実関係	9
	(2) 原判決の重大な事実誤認部分	13
	(3) 争点に対する判断における「認定事実」の誤認	19
	(4) 「争点判断」における事実誤認と判断の過誤	19
2	その他、原判決の明らかな誤りと矛盾点	29
	(1) 争点の遺漏、判決齟齬、及び、矛盾点	29
	(2) 判例解釈、適用上の誤り	30
	(3) 証拠の不採用	33
3	まとめ	33
第4	名誉回復	34
1	本件放送の与えた被害	34
	(1) 本件番組の社会的影響と国益の損害	34
	(2) 控訴人が蒙った重大な多重被害	35
2	被控訴人による原状回復の必要性和その方法	35
3	「訂正放送」の請求根拠についての補足 (放送法第9条について)	36
第5	結語	37

第1 はじめに

1 事実関係の整理

(1) 控訴人（原審原告）

海外戦没者の1日も早い御帰還を願って設立された、主にフィリピンにおいて遺骨の情報収集活動を行う特定非営利活動法人（平成18年設立）。

活動費用は、会員の年会費と寄付金によるものが主で、会員及び事務局スタッフは、全員ボランティア（無報酬）で事業に従事している。

平成21年、22年度に厚生労働省からフィリピンにおける遺骨情報収集事業を受託。

（委託費は、年間活動費の1/4-1/2程度。）

(2) 被控訴人（原審被告）

放送法の規定に基づき設立された、公共放送事業者。（昭和25年設立）

(3) 原審における控訴人の訴えの要旨

被控訴人の過失・故意による、偏向報道番組（日本全国放送、海外衛星放送、及び、Web記事掲載等）により、著しい名誉毀損を受けた。

本件番組は、真実・事実でない内容（偏向取材、被告の過失・故意、捏造）であることは明らかであるから、被控訴人に対し、不法行為による損害賠償（謝罪・訂正放送）等を請求する。

2 本件において特に考慮すべき事情

(1) 本件名誉毀損事件は、組織的な過失違法行為である

本件番組は、録画・編集番組であり、取材に相当期間を要した用意周到な計画的製作物であるとともに、視聴覚効果や表現技術を利用した約30分にも及ぶ、意図的な編集が行われた製作番組である。よって当然に、本件名誉毀損の事実摘示行為は、直接の番組制作者のみならず、

複数の番組担当者、及び、番組監督責任者によって組織的行われた行為であり、また且つ、被控訴人は、公共放送を担う大メディアあることからしても、一記者の思い込みによるその場の発言や記事掲載という類のものとは一線を画して、より慎重に十分な審理がなされるべき事案である。

(2) 本件名誉毀損の仕掛けは、番組全体に及び渡るものである。

同様に、本件名誉毀損は、番組上の随所に個別の事実摘示を行い、且つ、総合的な観点からの事実摘示に加え、些細なニュアンスの違い、言葉の変更・変化の積み重ね等によって、視聴者をミスリードし大きな誤解を生ませる、巧みなテレビ効果手法を用いており、その真偽の判断は、各個別事象および総合的な事象の考察、精査が必要なのは言うまでもなく、加えて、歴史的事実と現在事実の別、番組上のみかけの事実と現実の事実の別、および、後述(5)の御遺骨収集事業における大前提の基本的事項等を常に考慮し念頭において、テレビ特有の手法(事象のすり替え、矮小化)、映像効果等に惑わされないようにすることが、不可欠な事案である。

(3) 公共放送としての検証(放送法に基づいた判断・観点・基準)が前提。

被控訴人は、放送法に規定された法人であるから、その番組制作手順、及び、取材方法は、放送法に則ったものでなければならない。よって、本件審理も、被控訴人が、本件番組制作および放送において、放送法第4条の規定「一. 公安及び善良な風俗を害しないこと」「二. 政治的に公平であること。」「三. 報道は事実をまげないですること」「四. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を遵守していたかどうかの判断、観点を持った上で、各争点判断を行う必要がある。

控訴人は、原審において、公共放送事業者としての被控訴人を訴えたものであり、本件番組制作担当者一個人を訴えたものではない。

(4) 本件名誉毀損による損失は、日本の国益に多大なる負の影響を与えている。

本件番組放送後、その反響の大きさから、厚生労働省は事業の中止を余儀なくされ、放送内

容の真偽調査と、その後の対応（日比二国間協議のやり直し）のために、外務省や両国関係機関との調整に時間と労力と費用を割くことになり、フィリピンにおける戦没者御遺骨帰還事業は、今も再開されていない。結果、平成 23 年度収集数は「0」であり（甲 23）、日本に帰還予定だった 1 万人以上の御遺骨は、未だフィリピン国内に留められたままとなっている。と同時に、この間に収集できるはずであった御遺骨情報が、今後に残されている保証は無く、戦後 60 年以上たった今、刻一刻と失われていく情報の担保は誰にも出来ない。

本件名誉毀損による多大な損失は、控訴人、及び、控訴人関係者のみならず、日本の国益にも負の影響を及ぼしている事件であることからしても、十分に慎重な審理が必要であり、決して早計な判断をする質のものではないが、一方で、無駄に時間を費やすことは同時に、国益の損害を増やし続けることにも繋がっている非常にデリケートな事案でもある。

（5）日本の海外戦没者遺骨収集に関する大前提と、歴史的事実の認識

1. 未帰還者の数

太平洋戦争終結時における海外戦没者数は、約 240 万人と推定され、その約半分 113 万人以上が未帰還とされている。この内、相手国の事情や海没遺骨などを差し引いた約 60 万人分が、収容可能な御遺骨であり、そのうちの半数を超える 37 万余りがフィリピンに集中している。

つまりは、未だ 37 万人の旧日本兵がフィリピンから未帰還の状況である。

2. 遺族対策としての遺骨収集

海外戦没者の御遺骨帰還事業は、国家事業であるとはいえ、昭和 51 年に国の収集概了宣言が出された後は、法的根拠が遺族対策としての慰霊巡拝に準ずるものとしての位置づけしかなく、上述の通り、113 万人以上の御遺骨を海外に残したまま、事実上、国家意思としての積極的な活動は行われてきていない。ここ数年に至っては、民間人（主に遺族）からの情報と現地大使館等に持ち込まれた遺骨があれば、収容に向かうという姿勢で細々と続けられてはいるものの、年間収集数が数百体という、とても国家事業とは思えない数に

低迷していた。ご遺族や戦友の方々のご高齢もあいまって、戦没者の帰還はもとより慰霊巡拝すら減少していくなか、戦争の記憶は日々失われていき、日本人の遺骨が海外に数多く残されているという事実も、一般にはほとんど知らされていない。

3. 事業委託の実態と度重なる妨害工作

海外戦没者遺骨収集事業、及び、戦没者慰霊・巡拝事業は、歴史的過程とその特殊性から、一部の団体（特に財団法人日本遺族会（以下、「日本遺族会」という。）と各戦友会等）が、長年に渡り、厚生労働省と深い関わりもって行ってきた事業である。特に、厚生労働省が事業の民間委託を始めた平成 18 年度から 20 年度の 3 年間は、日本遺族会が一手に受託している。その後、21 年度からは、地域を分けての委託となったため、21 年度と 22 年度は、フィリピン地域に関しては控訴人が受託しているが、その他の地域は、日本遺族会等ご遺族の方々中心の団体が受託している。本件以降の委託事業については、平成 23 年度、24 年度ともに、日本遺族会のみが事業を受託している。

<表 1 >

平成 18 年度	フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン	日本遺族会
平成 19 年度	フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン	日本遺族会
平成 20 年度	フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン	日本遺族会
平成 21 年度		
	フィリピン <u>控訴人</u>	2,450 万円
	東部ニューギニア・ビスマーク・ソロモン	日本遺族会 3,800 万円
平成 22 年度		
	フィリピン <u>控訴人</u>	4,700 万円
	東部ニューギニア・ビスマーク・ソロモン	日本遺族会 4,800 万円
	インドネシア 太平洋戦史館	2,400 万円
平成 23 年度		
	東部ニューギニア・ビスマーク・ソロモン	日本遺族会 4,800 万円
	インドネシア JYMA 日本青年遺骨収集団	1,350 万円（※契約に至らず廃止）
平成 24 年度		
	東部ニューギニア・ビスマーク・ソロモン	日本遺族会 4,800 万円

(厚生労働省発表資料を控訴人がまとめたもの / 数字は委託費概数)

また、控訴人の関与前後で、収集実績数の差が歴然としている点（乙 6）については、個々の遺族の方々のご努力は敬意に値するが、戦友や史実等の日本側の情報を中心とした閉鎖的ネットワークでの情報収集と、控訴人のように、現地スタッフを雇用し現地ネットワークによる広範囲な情報収集とでは、結果に違いが出て、不自然ではない。そもそも控訴人の設立経緯として、国民の税金の無駄遣いにしか思えない国家事業の低調振りに対して危機感を感じ、調査・取材能力に長けたメンバーが、現地情報を中心とした情報収集活動を行ったものであるから、結果、飛躍的な数の上昇を生んだとしても当然の帰結である。

一方、本件放送と前後して、一部遺族（亀■■■氏、本■■■尚代氏）らを代表とする、狂信的とも言える一方的な控訴人への批判活動、控訴人顧問団等への嫌がらせ行動が、表面化しているのも事実である。（甲 19、24~26）

更に、本件番組では、「控訴人の実績が認められて、平成 22 年度の委託費が前年より倍増した」旨の内容があるが、上記（表 1）のとおり、特段実績に変化の無い日本遺族会への委託費も同時期大幅増となっている事実も認められる。

4. 遺骨の鑑定・判断等

遺骨の鑑定や旧日本兵であるかどうかの判断の問題点は、フィリピンに限らず、日本の遺骨収集の歴史的な問題であり、控訴人特有の問題ではない。

遺骨の国籍特定は、詳細な DNA 鑑定以外に方法が無く、それさえも遺族側の DNA 検体との照合で分かるものであり、ロシア捕虜収容所の遺骨等一部特殊事情の場合を除き、過去、日本の海外戦没者遺骨収集事業において、科学的鑑定は一度も行われておらず、遺留品や戦友等の証言を元に、日本人であることの蓋然性だけで持ち帰ってきた経緯がある。戦後 60 年以上が経ち、遺留品や戦友等の証言も十分に得られなくなった近年は、現地住民の証言等を参考に、地権者の了解を得て、相手国の承認の元、日本に送還させて来たというのが実情

である。フィリピンにおいては、控訴人関与後に遺骨情報が急増したため、フィリピン側からの提案で、現地住民の証言を書面で提出させることを日比両政府が承認し、件の「宣誓供述書」方式が取り入れられたものであるが、集積された遺骨の鑑定（判別）は、それまでと同様に行われており、精度に変化はない。強いて言えば、収集数が激増したために、以前からの問題点が表面化したものである。

詳細は後述することになるが、この遺骨の国籍判別の問題は、日本国として過去の遺骨収集事業において長年にわたり抱えている問題であり、日本遺族会、各戦友会等の控訴人以外の団体も全てが同様に抱えていた問題点をまさに、控訴人のみの問題であるかのように報道した被控訴人の過失摘示行為は、逆に、被控訴人の不法行為の故意性を裏付ける大きなひとつの要因でもある。

（尚、収集停止中のフィリピン以外の地域では、旧態依然とした、遺留品の有無や現地証言等により、科学的鑑定も無く遺骨収集が現在も引き続き行われている。）

第2 原判決の要旨と不備

1 原判決の要旨

争点1（名誉毀損性）：

被控訴人の控訴人に対する名誉毀損の事実を認める。

争点2（公共の利害・公益目的）：

被控訴人の行為に対し、公共の利害に関する事実に係り、目的の公益性を認める

争点3（真実性・相当性）：

摘示事実の真偽にかかわらず、真実相当性が認められるので、不法行為に当たらない。

争点5（放送法第9条1項に基づく請求）：

被害者には、「訂正放送」を求める私法上の請求権はない。

2 原判決の不備

争点 2（審理不十分、事実誤認）：

番組上の見かけの事実に基づいた目的の公益性のみを審理し、現実の事実に基づく審理をしていない。

被控訴人における放送法上の観点からの検証をしていない。

争点 3（審理不十分、事実誤認、判例誤認・誤用）：

摘示事実の真偽判断を全くしていない。

番組制作担当者（1名）が真実と「信じた」ことの相当性のみを判断。

被控訴人の公共放送業者としての番組内容及び取材過程の管理・監督責任を考慮していない。

番組上の見かけの事実と、現実の事実を混同。多数の事実誤認。

争点 5（審理過誤）：

控訴人の請求内容を誤認。

第3 控訴人の主張

1 原判決の事実誤認

原判決は、「認定事実」及び「各争点判断に関する事実関係」を多数誤認しているので、あらためて以下に再整理して正しい事実関係を述べる。

(1) 争点判断の前提となる事実関係

1. 日本の海外戦没者帰還事業の背景

① 歴史的事実と経過

上述（第 1－2（5）1.「未帰還者の数」）の通り、そもそも未帰還戦没者の絶対的数が圧倒的に多く、特にフィリピンでは 37 万人と群を抜いており、控訴人の情報収集による遺

骨収集数が、それまでのものと比較して明らかに多い（年間に数千体）ということが、そのまま遺骨の国籍真偽に関わる問題にはならない。

国家的意思もなく、遺族対策としてのみ行われてきた、それまでの遺骨収集事業の有り方そのものが、近年の低迷ぶりを招いていたものであり、遺族感情とは一線を画し、控訴人ら取材・調査のプロが現地にネットワークを構築して集積した情報が、それまでの数に比して激増していたとしても、特段の不思議はない。

同じく、遺骨の日本国籍を調べることは、240 万人もの海外戦没者それぞれのご遺族の DNA 検体を揃えない限り、昔も今も事実上不可能であり、今後も、米国のように本格的な国家プロジェクトとして相応の予算と多くの人材を配備しない限り、日本にとって難しい大きな課題である。特に、戦後 60 年以上が経ち戦争の記憶が無くなりつつある昨今において、遺留品や現地住民の証言をベースに遺骨の収集を行っていることに関しては、控訴人の関与の有無に関わらず、その精度に変化は無い。

② 遺骨の所有権は、相手国にある事実

海外に残されている遺骨の所有権は、例え旧日本兵のものであると証明されたとしても、現在は、その遺骨が出土した相手国のものである。フィリピンにおいては地権者、行政区長等、及び、国の最終承認が必要とされており、収集遺骨の判別については、フィリピン政府から指定された国立博物館が、その鑑定と証明を行っている。（甲 1）

2. 本件に関わる具体的な事実と経過

① 「委託事業」の内容と性質

平成 19 年度から採用された「企画競争入札」は、厚生労働省により予め決められた金額で、その活動内容を企画計画し、入札に応募するものである。平成 20 年度までは、南方 3 地区（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン）が一括公募されており、入札資格にはそれまでの実績が必要とされていたため、事実上、日本遺族会にしか受託権利が無かった。

平成 21 年度からは、地域毎の公募となり、フィリピン地区の委託事業に関しては、平成 18 年度から実績を積み上げてきた控訴人が、企画競争において落札し、平成 22 年度も同様に遺骨情報収集事業に従事することになった。

この民間委託は、厚生労働省が行う「海外戦没者御遺骨帰還事業」内の「情報収集」部分であり、戦没者ご遺骨の鑑定（判別）及び御遺骨の日本への送還については、厚生労働省職員が直接、執り行っていたものである。（甲 15）

本件番組では、「控訴人は、平成 21 年度の実績を認められて、翌年 22 年度には受託金額が倍増した」旨の事実摘示がされているが、上述（表 1）の通り、フィリピン地区以外にも委託金額が倍以上に増加している。これは、まさしく実績が認められたのは、情報収集に従事した控訴人ではなく、遺骨帰還事業を行った厚生労働省の担当部署そのものであり、次年度に倍増された予算を厚生労働省の担当者は、南方 3 地区にそれぞれ振り分けて委託事業の公募を行ったというものである。

控訴人においては、設立時より、会員の年会費及び寄付金によって遺骨情報収集活動を継続的に行っており、事業の受託の有無に関わらず、会員及び事務局スタッフは無報酬で従事しており、本件番組であたかも委託金目当ての民間団体のような紹介をされているのは、甚だ心外であるとともに、重大な名誉毀損である。（甲 19、22-1.2）

②「遺骨鑑定人」の採用と時期

上述（第 1－2（5）4.「遺骨の鑑定・判断等」）の通り、遺骨の国籍判別は、過去の日本の遺骨収集事業においては、科学的鑑定は（一部の例外を除き）全く行われてこなかったわけであるが、フィリピン地域の収集においては、近年、動物骨の混入が国会でも取り上げられ、それを機に専門家に遺骨の鑑定を依頼することになり、平成 15 年頃から、フィリピン大学の人類学者（フランシスコ・ダタール氏：以下、ダタール氏という。）が担当することになった。しかし、ダタール氏は、通常不可能であるはずの目視での遺骨国籍判別を行ったり、現場が遠い或いは収集数が非常に多いと鑑定を放棄する等、その行動が問題視され始め、平成 18 年には日本の報道等でも取り上げられたことから、平成 20 年 11 月

からは、フィリピン国立博物館学芸員のアーネスト・フィルム氏（以下、フィルム氏という。）が担当することになった。

フィルム氏は、従来から日本政府派遣団に同行して、遺骨持ち出しの最終承認許可を担当しており、フィリピン政府から派遣された人物である。また、従来の遺骨収集数の判定では、遺骨 1 片につき 1 体分と数えられていたが、フィルム氏が鑑定を担当してからは、個体数識別を厳密に行い、より正確に収集遺骨数を決定している。

③「宣誓供述書」の採用と時期

遺骨鑑定人の交代と時期を同じくして、平成 20 年 11 月から、フィルム氏の提案で、従来の遺留品の有無や現地住民証言の調査に加え、各収容地ごとに「宣誓供述書」（AFFIDAVIT：遺骨の発見者が宣誓供述した遺骨の発見状況等を記したもので、発見者や地区長等の署名、公証人の印を得て公正証書化されたもの）を作成することとし、且つ、その「宣誓供述書」をもとにフィリピン国立博物館の証明書（遺骨が旧日本兵のものであることの証明書）を発行することになった。いずれも日比両政府協議のもと承認された追加変更である。

④「遺骨盗難事件騒動」の発生時期と件数

被控訴人の報道や雑誌記事等では、フィリピン人遺骨の盗難事件があたかもフィリピン各地で数多く発生しているかのように公表されているが、「続出」「多発」という言葉は、単に複数ある数を確定させない時に用いるマスコミの常套句であり、本件審理においては、マスコミ特有の誇張表現に惑わされてはいけない。

事実、これら報道を整理してみると、遺骨の盗難事件を騒いでいるのは、イフガオ州ワンワン村住民と、東ミンドロ州マンギャン族に大別される。

ワンワン村での騒ぎは、控訴人が同村での遺骨情報収集を始める以前であり、現地警察には被害届けが出されていない（放送時）。また、東ミンドロ州での騒ぎが起こったのは、控訴人作業の終了時以降からであり、犯人は既に警察に捕らえられている。いずれも控訴

人の活動との直接的な関連性が無いことは、本件放送を受けて、厚生労働省が現地調査した結果の報告書（甲 15、16：収集遺骨への比人盗難遺骨混入の形跡は認められていないこと）からも裏づけされている。

控訴人の遺骨情報収集数の増加に伴い、活動が広く知れ渡ったことによる結果（偽収集者の犯行）であるとも言えるかもしれないが、上記 2 地区においては、後述通り、本件番組制作の発端ともなった遺族（亀■■■氏；以下、亀■■■氏という）の関与が明らかとなっている。

また、墓発きや盗骨は、先祖の遺骨を非常に大切にすることで知られている両地区においては、大問題であり（それ故に騒ぎが大きくなっているのでもあるが）、逆に、盗む側の人間心理からすれば、わざわざ騒ぎの大きくなるところで、見知らぬ深い山奥に入ってまで骨を盗む合理性が無く、また、近隣住民にとっては犯行後、親戚ともども村に住めなくなるような危険を冒してまで価値のある金額がもらえる話でもない。金目当てに骨を盗むフィリピン人が数多く存在し、盗難遺骨が控訴人に大量に渡されていると考えるのは、非常に早計であり、普通に民家の敷地内や裏山に旧日本兵の遺骨が発見されることが珍しくないという現地事情を知らない日本人記者の取材不足による誤解と過剰反応である。実際に遺骨の盗難事件がフィリピン各地で多発していれば、国中の騒ぎになりそうであるが、現地警察や現地マスコミは静観している。盗骨事件を大きな騒ぎにしているのは、日本のメディアと、亀■■■氏周辺の日本人会、及び、少数民族の権利団体であり、政治的意図を持ったプロパガンダである。

（2）原判決の重大な事実誤認部分

1. 遺骨帰還事業主体の誤認と争点の遺漏

日本の海外戦没者遺骨帰還事業の主体は、あくまでも日本政府（厚生労働省担当部署）であり、民間への委託が行われたのは「情報収集事業」である。（甲 15）つまりは、遺骨の国籍判別と遺骨の日本への送還は、厚生労働省の職員が直接執り行っており、控訴人に何ら権限は無い。且つ、委託された遺骨情報収集事業についても、厚生労働省の管理・監督の下に

行われており、本件番組で事実摘示されているような「民間への丸投げ」では無い。

また、遺骨鑑定人の交代や宣誓供述書の採用は、控訴人の受託以前（平成 20 年度）からであり、いずれも日比両政府の協議により、決定された方式である。（甲 19）

よって、仮に、これを「ずさん」と表現するかどうかは、放送者である被控訴人の判断であるが、仮にそうであったとしてもそれは、遺骨収集が行われる現地事情を十分に考慮した上での海外各地の事情に即した、日本政府の採用した遺骨収集方式が杜撰であったのであって、控訴人の運営が杜撰だったのではない。この重要かつ重大な点につき、本件番組の摘示事実が真実ではないことが明らかである。

控訴人は、原審において、このずさんな事業を行った主体（主語）の認識に誤りがあることを何度も主張してきたのであり、かつ、被控訴人は全くこの点について反論をしていないのであるから、不法行為が既に確定しているはずである。にもかかわらず、原判決では、争点として全く認識されていない。この決定的事実の見落としは、極めて重大な過誤であり、かつ、最終的な判決をも見誤る大きな要因となっているのは、明らかである。

2. 労賃について

控訴人は、厚生労働省から委託された遺骨情報収集事業において、現地住民等の遺骨収集者に対し、厚生労働省の承認の下、「労賃の支払い」をしていたのであって、遺骨と引き換えに一体当たりの対価を支払っていたのではない。

社会通念上、労働従事者に対して日当が支払われることになんら問題はなく、逆に、作業従事者に対して対価を支払わない方が不自然である。控訴人は、現地雇用のフィリピン人に対し、リーダー格となる上級スタッフには日当として 350 ペソ、それ以外の作業従事者には 1 日 250 ないし 260 ペソを支払っていた。労賃の設定は、監督者である厚生労働省の承認を得ており、支払いの事実は、委託事業の報告書（甲 21-1.2）に記載の通りである。フィリピンにおける一般平均日当は、労働の種別や地域によっても異なるが、約 400 ペソ前後が標準であり、支払い金額の設定にも問題は無い。

本件番組で事実摘示された「控訴人が、遺骨一体当たり 500 ペソで遺骨を受け取る」とい

う悪意ある表現は、原判決「争点3」の記載にもあるように、単純に関係数値を演算したものであることは明らかであり、事実関係を確認するという基本取材を怠ったが故に起きた誤認である。同様に、被控訴人は、取材者がアバタン村村民男性に年収の話を聞かなかったことを原審で認めており、本件番組で「受け取った金額は、年収の半分に相当する大金である」との架空の事実を摘示したことは、既に明らかである。また、このアバタン村村民男性が受け取ったとされる金額が、一緒に収集に従事した仲間の分をも含むものであることも、既に原審での控訴人の主張により明らかである。

委託事業の決算報告書は公的文書であるので、誰でも理由があれば入手できる資料であるが、被控訴人が取材時に調べた形跡はみられず、控訴人に対し開示を請求した事実もない。これは、明らかに取材上のミスであり、且つ、被控訴人の監督者としての検証漏れである。

3. 訴外亀■■氏の存在と本件番組制作者の故意・過失性

本件番組に、疑惑を投げかける遺族として登場している亀■■氏は、本件番組以外にも、常態的に控訴人活動に対して、妨害行動を行っている人物である。(甲 24~26)

- ① 平成 22 年 3 月 18 日付け「週刊文春」記事(甲 9)は、亀■■氏が情報提供したものの。
- ② 遺骨盗難事件の起こったワンワン村は、亀■■氏が、従来から NPO 活動を行っている村であり、村から日本大使館への抗議文書(乙 10)は、亀■■氏が村民に書かせて、一部署名を捏造し自ら大使館へ持ち込んだものである。(甲 7)
- ③ 本件放送と前後して、亀■■氏は、控訴人顧問団の国会議員に対し、各議員事務所を訪問して、顧問団を辞めるように強く要請している。(議員複数証言)
- ④ 本件放送を受け、厚生労働省記者クラブにおいて、他の遺族らとともに抗議の記者会見を行っている。(甲 24-3)
- ⑤ フィリピンにおいて、ミンドロ島ハヌオマンギャン民族組織 PHADAG の遺骨盗難事件に対する日本政府への抗議活動を亀■■氏が支援している。(甲 25)
- ⑥ 各新聞等のインタビューで、亀■■氏は「遺骨収集はもう止めた方が良い」旨の発言をしている。

また、被控訴人の倉田事務局長（以下、控訴人倉田という。）の陳述証言（甲 19）によると、

- ⑦ 亀■■氏は、自らが副会長を務める「■■■奉賛会」において違法に大量の遺骨を保管し、かつ、遺族から高額の遺骨供養料を受け取っている。（遺族証言）
- ⑧ 亀■■氏は、フィリピンにおいて遺骨を探し、頭蓋骨ばかりを 1 体 5,000 ペソ、或いは、物品等で買い集めている。（住民映像証言）

以上、①~⑧の事象を併せて考察すると、亀■■氏は、何らかの利害関係において、大量に遺骨を日本に持ち帰らせたくない理由を抱えており、遺骨収集事業を止めさせる意向を持って、控訴人等に対し、計画的に、執拗に妨害工作を行っている蓋然性があると考えるのが自然である。

一方、本件番組においても、番組制作者の証言（乙 31）の取材過程において、度々、亀■■氏の関与している事象が登場しており、それらは原審での控訴人主張の中でも触れられているが、あらためて列挙すると以下の通りである。

- ・ 平成 22 年 3 月の「週刊文春」記事（甲 9）は、亀■■氏が情報提供したものである。
- ・ 本件番組でのワンワン村集会シーンに、実は亀■■氏が同席している。（被控訴人も容認）
- ・ 遺骨盗難事件の起こったワンワン村は、亀■■氏が従来から NPO 活動を行っている村であり、村から日本大使館への抗議文書（乙 10）は、亀■■氏が村民に書かせて、一部署名を捏造し自ら大使館へ持ち込んだもの。（甲 7）
- ・ 現地新聞（と被控訴人は述べているが、実はフィリピン日本人会の情報誌）「まにら新聞」には、亀■■氏関連の記事が度々登場し、第 1 面に亀■■氏の特集記事が連載される等、編集者と亀■■氏の関係が濃厚である。（甲 11-1~4、24~26）
- ・ フィリピンにおいて、ミンドロ島ハヌオマンギャン民族組織 PHADAG の遺骨盗難事件に対する日本政府への抗議活動を亀■■氏が支援している。（甲 25）

このように、本件番組制作者の取材過程での亀■■氏の影響は、被控訴人の取材に同行するなど多大であり、雑誌記事を読んだ本件番組制作者が、記事の情報元の亀■■氏に話を聞き、

亀■■氏の良く知っている土地であるワンワン村で亀■■氏の用意した事象を取材したところ、聞いていた話と合致したので、付随する情報を付け足して、亀■■氏寄りの偏った思考のまま、反対取材とは名ばかりの、一方的な意見の押し付けのような取材を控訴人と厚生労働省に行き、意に沿った部分のみを抜き出し編集し、本件番組を制作放送したということは想像に難しくない。

加えて、控訴人倉田の証言（甲 19）によると、控訴人への取材依頼は、番組制作者がフリピン取材を始める前であったにも関わらず、控訴人との取材日を放送日直前に設定していたことが明らかであり、現地取材の前から、予めシナリオが出来上がっていた可能性を否定できない。何故なら、放送日直前に取材した内容が予定していた内容と違っていても、その時点で約 30 分もの番組全体の趣旨を変えることは、編集の都合上、到底不可能であるからである。つまりは、控訴人への取材は、事実関係を明らかにするために行われたものではなく、単に、予め用意された本件番組内容に合致する部分のみを収録する目的で設定されていたことになり、被控訴人の公共放送としての責務とされる公平な取材が行われていなかったことが証明される事象である。

本件番組制作者は、初めから亀■■氏と結託して、或いは、亀■■氏に利用されて、控訴人を貶める目的で本件番組を制作した可能性は非常に高い。

4. 被控訴人の故意・過失性、チェック体制の機能不全

「放送法」第 4 条及び第 81 条の規定により、被控訴人には、政治的に公平で、事実在即し、意見が対立している問題については、出来るだけ多くの角度から論点を明らかにし、良い放送番組によって文化水準の向上に寄与するものであり、我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つような番組を制作放送する義務（以下、「放送法上の義務」という。）がある。

しかし、昨今の被控訴人は、複数の名誉毀損事件を抱え、別訴いわゆる「NHK1 万人集団訴訟」等の例を見るまでも無く、特に海外取材において、やらせ、虚偽事実の捏造、偏向取材が横行している。

本件番組においても、フィリピン現地取材でのワンワン村長、アバタン村長、アバタン村民男性、及び、日本での取材、控訴人倉田、厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室■■■■室長（以下、「■■■■室長」という。）が皆、自らの発言趣旨とは違う内容を放送されたと抗議の声を上げており、とても事実在即しているとは言い難い。中でも、控訴人倉田への取材が、控訴人倉田の陳述（甲 19）にもあるとおりに、非常に高圧的一方的な質問構成であったことは、その取材記録（乙 2）からも伺えるし、また同様の事実は、■■■■室長への取材記録（甲 20）を見ても、同じく一方的なものの方の押し付け的な質問の数々を畳み掛けて、構成されていることから裏付けられ、フィリピン現地での取材インタビューも同様に、取材とは名ばかりの予め用意されたシナリオにそった映像シーンの撮影でしかなかったことが容易に伺える。

他方、原審における被控訴人の主張をみても、総じて、本件番組制作者（わずか一人）の取材過程（思い込み）の正当性を主張するばかりで、それらを別の人間が、複数で、客観的に内容精査、チェックした事実の報告は一切無かった。

例え、かなりの注意と熟練の技術を持った取材者だとしても、一つの事象を追いかけるうちに、私的な思い込みの入る余地ができる可能性を常に秘めている報道取材において、約 30 分にも及ぶ番組の制作、取材を一人に任せきりにすれば、自ずと偏向性が出てくるのは当然であり、且つ、放送日が決まっていること等の時間的制約や、視聴者に対するインパクト、訴求性を求めるあまり、また、海外取材という開放感（監視の目が届き難いこと）も相まって、やらせ、捏造取材に走りやすい状況が出来上がることは、番組制作に従事するものであれば、容易に想像がつくことである。にもかかわらず、被控訴人においては、少なくとも本件番組において、そのような事象を防ぎ、修正するべくチェック体制が施されていたとも、またそれが機能していたとも、考えられない有様であり、正に、放送上の義務に違反している。

本件名誉毀損事件は、被控訴人の管理・監督責任の放棄、番組内容のチェック体制の機能不全が生んだ過失違法行為である。

(3) 争点に対する判断における「認定事実」の誤認

原判決の「認定事実」には、数多くの事実誤認があり、それらが各争点の判断に大きな影響を与えていると考えられる。一つ一つ枚挙するには相当多数になり、本書での控訴人の主張趣旨が、逆に正しく伝わらなく恐れがある。これまでの説明の通り、大前提の事実関係の正しい認識が行われれば、個別誤認は自ずと解消されることであるので、本書での逐一指摘は割愛し、後日、必要時に改めて指摘する。

(4) 「争点判断」における事実誤認と判断の過誤

1. 総論

- ① 遺骨収集事業の主体、及び、遺骨収集事業の大前提である歴史的事情等の事実関係を正しく理解せず、予め認定すべき事実そのものを随所で見誤っている。
- ② 控訴人の重要な主張や、全体的な事実経過を無視して、被控訴人の主張を丸呑みし、控訴人が真実性に異を唱える事象についても、争いの無い事実と認定している。
- ③ 新聞報道や雑誌記事の内容を精査せず、認定事実として採用している。

「新聞（雑誌）で報道された」という事実はあるが、その記事内容が事実であるとは限らないにも関わらず、記事内容を事実として認識している。

- ④ 控訴人の証拠不採用、或いは、証拠内容の誤認、及び、被控訴人の信憑性のない証拠の採用等、判決結果の為の事実認定であるかのような部分抽出が目立ち、審理内容の考察不十分は明らかである。

2. 争点2について

原判決は、「争点1」の判断で、「摘示事実等は、(中略)原告が政府から委託を受けた遺骨収集事業をずさんな方法で行っており、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されているという印象を抱かせる」とし、本件放送が控訴人を非難した番組であることを認めた上で、「争点2」の公益目的については、「日本政府が原告に対し事業を委託し公費を支払っていること」を理由に、「本件番組内容は日本政府の事業に係るもの

である」とし、且つ、「そのずさんな内容と結果に警鐘を鳴らす目的で放送された」と認めている。

それは確かに、日本政府の事業への疑問を投げかけてはいるものではあるが、それは一部分に過ぎず、全体としての番組実態は、控訴人の（実際には従前より改善されている）事業の内容を一方的な見方で捉え、視聴者に悪印象を与えることを主目的とした構成になっていることは明らかである。原判決は、少なくとも、被控訴人の真の目的を考察しているとは言えず、特に本件放送のように公共放送たる大メディアが、約30分もの時間をかけて随所に、且つ、総合的に、名誉毀損の事実を摘示した重大な事件については、看過できない。

というのも、上述の（第3-1（2）3.「訴外亀■■■氏の存在…」）の通り、本件番組制作者は、控訴人と立場を対立させている人物（亀■■■氏）との接点を数多く持っており、かつ、現地取材現場においても亀■■■氏が同席しているなど、その取材制作過程における公平性が保たれていないからである。加えて、本件番組内では、日本の海外戦没者御遺骨収集における歴史的経過と事実において、長年にわたり存在している遺骨判別の問題点を単に控訴人の事業運営における問題として、故意に（或いは、取材不足による誤認によって）すり替えて放送している点につき、控訴人をいわば、名指しで非難したものと認められるからである。

加えて、本件番組のまとめでは、フィリピン人遺骨の日本への送還という重大な事件の原因は、政府の事業を民間に「丸投げ」したから起こったという、マスコミにありがちな陳腐な表現を用いて、根拠無く、問題を極端に単純・矮小化させて放送していることから、結果、113万人以上の未帰還海外戦没者の帰還を今後どのようにしていくのかという日本国民にとって重要、且つ、喫緊の課題から、国民の関心を遠ざける目的があったという可能性を否定できないからである。もし被控訴人の目的が、真にあるべき海外戦没者のご遺骨収集のあり方を公益目的で取り上げたとしたら、このような番組編集にはならなかったはずである。

よって、本件において「目的の公益性」は、十分に考察・検証されるべきであり、結果

的に、本件番組の目的の公益性は否定されるものであると、控訴人は判断する。

3. 争点3について

① 総論

ア 審理不十分

非常に残念なことに、原判決における「争点3」の判断の記載内容は、ほぼ、本件番組制作者（内●●拓氏：以下「内●●氏」という。）の陳述書（乙31）の内容をなぞるものである。控訴人が原審において人証の必要性を否認し、その陳述書に特段の反論をしなかったのは、既に控訴人の主張において、反論が成立していると判断したからである。しかし、各摘示事実の判断に記載の控訴人の主張（反論）とされる部分でさえ、内●●氏の陳述書に記載されている反論部分（控訴人反論に対する反論）に準ずる形での考察となっており、提訴以来、1年以上に亘る控訴人の主張の数々は、ほとんど考慮されていない（各個については、以下②～⑦の各適示事実に述べる）。これは、控訴人の提訴の意味を全く無にするものであり、審理過誤も甚だしく、詳細は以下の各論に記載するが、控訴人の主張内容の見落とし、誤認である。

イ 客観性の欠如（「真実相当性」判断における被控訴人の故意、過失の未考慮）

原判決の真実相当性の判断には、被控訴人が、通常取材をすれば簡単にわかる事実を調べなかったり（過失）、自らの意思を持って都合のよいように事実を誤解釈したり（故意）している点を見逃している。原判決の判例解釈の問題については、改めて後述するが、少なくとも本訴は公共放送の大メディアによる名誉毀損事件であるから、被控訴人はもとより、本件番組制作者も、当然、番組の取材、制作過程において「放送法上の義務」を負っている。しかし、原判決は、本件番組制作者が個人的に「真実だと信じたこと」についての相当性の判断をしているだけで、番組上の公平性や取材姿勢についての考察は、なされていない。

加えて、本件番組制作者が「真実だと信じた」根拠の判断を番組上に現れている事実、

つまりは、本件番組制作者による恣意的な編集後の事実についてのみ検証しており、その根拠に客観性がない。本来、本件番組制作者が、編集により抽出した部分につき、その抽出部分が事実在即しているかどうかの判断が必要とされるべきところ、抽出後の事実を並べて、事実の証明に採用している点につき、本末が転倒している。この点につき、原判決の審理不備が明らかである。

ウ 訴訟対象の誤認、判断の遺漏

控訴人が原審で訴えた相手は、被控訴人であり、被控訴人雇用の番組制作者ではない。

つまりは、本件番組担当者の番組制作責任はもとより、被告が番組担当者の狂信的又は短絡的な思い込みの取材結果による番組内容を客観的に検証した上での放送か否か、管理・監督責任を問うものである。

この点につき、原判決は、「争点3」の判断において、本件番組制作者の観点でのみ判断しており、控訴人の訴訟対象を誤認しているか、或いは、被控訴人の管理・監督責任者としての立場からの判断を遺漏している。

② 摘示事実（a）について

先述（第3-1（2）2.「労賃について」）で明らかなように、控訴人は、厚生労働省から委託された遺骨情報収集事業において、現地住民等の遺骨収集者に対し、厚生労働省の承認の下、労賃の支払いをしていたのであって、遺骨と引き換えに一体当たり500ペソを支払っていたのではない。

控訴人は、現地雇用のフィリピン人に対し、リーダー格となるスタッフには日当350ペソ、それ以外の作業従事者には1日250ないし260ペソを支払っていた。支払いの事実、厚生労働省に提出承認済みの「委託事業報告書」（甲21-1.2）に記載の通りである。

本件番組で事実摘示された「控訴人が、遺骨一体当たり500ペソを渡すという方法で」という悪意ある表現は、単純に関係数値を独自に演算した結果であることは明らかであり、事実関係を確認するという基本取材を怠ったが故に起きた明らかな誤認、或いは、故意の

表現である。

また、本件摘示事実（a）の重要な部分は、「遺骨が日本人のものかどうか全く確認していない」、「遺骨1体当たり500ペソ換算で金銭を渡すという方法で遺骨収集している」ということであるが、いずれも原判決では判断されていない。

その他、事実誤認、判断理由の齟齬は以下の通り。

ア 内■■氏が本件番組に先立ち雑誌記事を読んでいたことは個人的な事情であり、その記事内容に真実性が無く、本件摘示事実の真実相当性の判断になんら関係ない事象である。そもそも、記事内容を客観的に調べるのが取材であるから、記事内容を鵜呑みにしたことは、信じたことの相当性に当たらない。

イ 控訴人スタッフが遺骨を一つもはじくことなく受け取ったことと、日本人のものであるかどうかを確認しなかったこととは、別行為である。

ウ 男性が24000ペソを受け取った経緯（労働の対価）、及び、賃金の内訳（人数、労働日数）等の基本的事実を被控訴人は、確認していない。

エ 控訴人が、男性の「法律宣誓供述書」（甲2）を提出したのは、男性の発言内容、及び、発言趣旨が、本件番組の内容と合致していないことを証明するためであって、単にテロップ表示の誤訳のみを主張したわけではない。この点につき、男性の発言内容は精査されていない。

よって、本件摘示事実は、その重要な部分において、真実と信ずるについて相当の理由が無く、真実でもない。

③ 摘示事実（b）について

控訴人は、ワンワン村で遺骨収集を行っておらず、そもそも、村の盗難遺骨を非難される原因が無い。内■■氏は、控訴人がワンワン村で遺骨収集を開始していないことを知っていたのであるから、本件摘示事実に該当するシーンは、明らかに、内■■氏のやらせ、捏造シーンである。

また、ワンワン村は、亀■■氏がNPO事業等で深く関わっている村であり、その村で亀■■

氏同席の元、撮影が行われている事実を原判決は考慮していない。また、このような特定人物によって主導された取材の場合、より慎重に十分な反対検証をするのが、真実伝達を旨とする報道取材の常識であるが、実際そのようなことは行われておらず、被控訴人には故意、過失が認められる。

その他、事実誤認、判断理由の齟齬は以下の通り。

ア 内■氏が本件番組に先立ち雑誌記事を読んでいたことは個人的な事情であり、その記事内容に真実性が無く、本件適示事実の真実相当性の判断になんら関係ない事象である。記事内容を鵜呑みにしたことは、信じたことの相当性に当たらない。さらに、雑誌記事の情報元が亀■氏であることは、内■氏も当然知りえた事実である。

イ 本件書面（乙10）には、「ある団体」としか書かれておらず、控訴人との関係性が不明である。また、控訴人が、ワンワン村で遺骨収集を開始していない事実を内■氏は知っていた。併せて、本件書面は、亀■氏が作成し日本大使館に持ち込んだものであることは、内■氏も知りえた事実である。

ウ 撮影シーンは、村人が控訴人に対して、意見を述べているものであって、控訴人を非難しているのではない。この直後には、控訴人は遺骨の盗難事件に関与していないことを村人に説明し、村人も納得している。当然、その場にいた内■氏もこの事実を知っている。そもそも件のシーンは、内■氏と亀■氏が一緒になって、村人と用意したものである。

エ 控訴人倉田への取材日は、本件番組の放送直前であり、既に本件番組の内容は決まっていたと考えられ、真実相当性の根拠になり得ない。また、控訴人倉田は「遺骨盗難騒ぎは、控訴人の事業がフィリピン国内で広く知れ渡った結果、偽収集者等が出てきて起こる可能性があり、そういう意味では”きっかけ”になっているのかもしれない」という旨で「そうですね」と回答したのであって、控訴人の盗難への関与を認めたものではない。取材記録（乙2）を精査すれば明らかであり、内■氏の誤認、或いは、故意性を否定できない。

オ 控訴人が、村人の「法律宣誓供述書（甲7）を提出したのは、本件書面（乙10）が、

亀■■氏により不正に作られたものであるから、その記載内容に客観性が無く、証拠能力が無いと証明するためであって、記載内容の虚偽性以前の問題である。

よって、本件摘示事実は、その重要な部分において、真実と信ずるについて相当の理由も無く、真実でもない。

④ 摘示事実（c）について

上述（第1－2（5）4.「遺骨の鑑定・判断等」）のとおり、日本の海外戦没者遺骨収集事業においては、従来から、遺骨の国籍判別は、事実上無理であり、特に近年においては、遺留品の有無や現地住民の証言等により、その蓋然性の判定しか出来ていない。控訴人は、日比両政府が取り決めた方式により、厚生労働省の監督・指導の下、委託事業を行ってきた。「宣誓供述書」もその一環であり、現地住民証言をより明確にするため法的な書面にしたものである。

また、遺骨の判別をしているのは、フィリピン政府から派遣された国立博物館員のフィルメ氏であり、フィリピン政府が認めたもののみ持ち帰りが可能で、最終的な日本への送還の判断は、厚生労働省の職員が行っている。よって、控訴人が判断を下しているわけではない。これら事実は、被控訴人が十分事前に知りえた情報である。

また、原審における本件摘示事実（c）の重要な部分は、「村長が遺骨の発見者から遺骨の発見状況を確認していない」（実は確認している一甲2、3）、「控訴人が、遺骨が日本人か否かを判別している」（実はしていない一甲15、19、20）ということであるが、いずれも明らかな事実誤認である。しかもこれら基礎的な事実は、被控訴人にとって、記録や取材等で容易にわかる事象であるから、そのように信じるに足る相当な理由はそもそもない。

その他、事実誤認、判断理由の齟齬は以下の通り。

ア 控訴人倉田への取材日は、本件番組の放送直前であり、既に本件番組の内容は決まっていたと考えられ、控訴人倉田の証言をもって、摘示事実の真実相当性の根拠には、なり得ない。

イ 控訴人倉田へのインタビューは、内■■氏と被控訴人解説委員である鎌■■靖氏の二人

がかりで非常に高圧的な態度で行われ、「フィリピン人遺骨が大量に混入している」との見解に終始した一方的なものであった。(乙2) 故に、控訴人倉田の発言「そんなこともあるんでしょね。」他は、いずれも「可能性を否定しない」という主旨のものであり、積極的な肯定表現ではない。巧みな誘導尋問による回答の言葉尻を捕らえた内■氏の悪意ある解釈に基づく編集である。

ウ 「宣誓供述書」の記載内容については、日比両政府が承認しているものであり、控訴人の責任の及ぶものではない。また「宣誓供述書」の記載内容が不十分だと内■氏が感じたとしても、それが、村長が遺骨の発見状況を聞いているかいないかということとは、別事象である。

エ アバタン村長は、遺骨の提供者から遺骨の発見状況等を確認しており、確認していない旨の発言はしていない。内■氏の誤認である。アバタン村長が話を聞いていた事実は、原判決「第3-1(4)ア(ウ)」のアバタン村民男性の証言(甲2)「私が村長に骨を持っていったとき、彼が私に何も尋ねなかったのは、我々はそのことについて以前、既に話していたからだ。」で証明されている。

オ 控訴人が、村長の「法律宣誓供述書」(甲3)を提出したのは、村長の発言内容、及び、発言趣旨が、本件番組の内容と合致していないことを証明するためであって、単にテロップ表示の誤訳のみを主張したわけではない。この点につき、村長の発言内容が精査されていない。

よって、本件摘示事実は、その重要な部分において、真実と信ずるについて相当の理由が無く、真実でもない。

⑤ 摘示事実(d)について

遺骨の鑑定には、DNA鑑定等の「科学的鑑定」と遺留品の有無や住民証言等の「蓋然性の鑑定」があり、一口に「鑑定」といっても、双方どちらの意味なのかによって、それぞれの回答が全く違うものになってしまうが、被控訴人はその区別をあいまいにし、意図的に事実を歪める編集を行っている。原審において、この区別を明確にするよう、控訴人

は何度も主張していたものであるが、原判決には全く考慮されていない。

また、フィリピン大統領府直轄の国立博物館学芸員フィルメ氏は、日本の遺骨収集事業において当初から約30年間に渡り、収集現場に同行し、遺骨の国外持ち出しの許可（旧日本兵の骨であることの証明書の発行）を担当してきた人物である。平成20年に「遺骨の鑑定」（蓋然性の判定）をも担当することになり、従来同様、遺留品の有無や住民証言等の確認、及び、遺骨の年代、年齢、男女の別、人種識別等の遺骨識別を行うとともに、それまで行われてこなかった、より正確な遺骨数を割り出すための「個体数識別」を導入した。

この事実は、被控訴人が、通常の実地取材を行っていただければ、或いは、実際の鑑定現場を取材していただければ、十分に知りえた情報であり、誤認は防げたものである。内●氏が、偏狭的に遺骨の国籍鑑定に拘る様子は、控訴人倉田への取材記録（乙2）や厚生労働省●室長への取材記録（甲20）を見れば明らかであり、通常の実地取材として理解できる範囲を超えており、なんらかの結論を導き出したいがために行った行為ではないかと疑われる。

また、本件摘示事実（d）の重要な部分は、「遺骨の鑑定人は（通常出来得るはずの）遺骨の選別をすることが出来ない」、「（遺骨の鑑定をせず、単に遺骨の）数を数えているだけ」という、特に言外の含みのある部分であり、事実に反する被控訴人の誤認、または、故意の部分であるが、原判決では、その部分は考慮されていない。

その他、事実誤認、判断理由の齟齬は以下の通り。

ア 「人骨を肉眼で見ても、その国籍が分かるはずがない。」というフィルメ氏の発言は、全世界的な常識の話であり、フィルメ氏だけが特別にその能力が無いという意味ではない。

イ 控訴人倉田への取材日は、本件番組の放送直前であり、既に本件番組の内容は決まっていたと考えられ、控訴人倉田の証言をもって、摘示事実の真実相当性の根拠にはなり得ない。控訴人倉田は、遺骨の国籍鑑定に拘る内●氏の質問を受けて、科学的鑑定を強く否定したものであって、従来から行われている蓋然性の鑑定等、遺骨の判別そのものを否定したのではない。

よって、本件摘示事実は、その重要な部分において、真実と信ずるについて相当の理由

が無く、また、真実でもない。

⑥ 論評：摘示事実（e）について

本件論評の重要な部分は、「形ばかりの鑑定」「いい加減な宣誓供述書」「原告が行う事業にずさんな実態がある」という部分である。

まず、本件摘示事実の前提となる事実（a）～（d）全てが、真実と信ずるについて相当の理由が無く、また真実でもないこと、そして、本件摘示事実（a）～（d）が真実でないことは、通常取材をしていれば、自ずと理解できることであるから、本件摘示事実は、その重要な部分において、真実と信ずるについて相当の理由が無く、また、真実でもない。

⑦ 摘示事実（f）について

まず、遺骨の収集数が急激に増えたことのみを以って、混じり物があると考え、邪推であり、何ら報酬も得ずに純粋に未帰還戦没者の方々のために、活動に従事している控訴人各会員や事務局スタッフに対する冒涇である。（理由については、上述（第3-1（1）2.①「委託事業の内容と性質」、及び甲19の通り）

約37万もの収容可能と考えられる未帰還戦没者が存在するフィリピンにおいて、年間数十体という低迷していたそれまでの日本の遺骨収集事業こそが異常であり、ご高齢の遺族や戦友の方々に頼らざるを得なかった歴史的経緯による収集方法に、そもそも制度疲労が存在していたのである。控訴人は、（第1-2（5）3.「事業委託の実態と…」、第3-1（1）1.①「歴史的事実と経緯」）のとおり、それまでの年に数回程度しか行われていなかった日本人中心の情報収集方法を改め、現地スタッフを雇用し現地ネットワークによる広範囲な情報収集を通年的に行ったものであるから、結果的に、飛躍的な数の上昇を生んだとしても当然の帰結である。

これらの事実は、控訴人倉田への取材の際に、内■■氏らに説明済みである。

また、控訴人倉田が、内■■氏らに対し「一部フィリピン人の骨が混じる可能性は絶対否

定できない」旨を発言したのは、控訴人の活動のみならず、過去の歴史的な日本の遺骨収集事業の全てに言える事実として発言したものである。

「収集数が増加したこと」、「可能性が0%でないこと」を以って、「フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されている」とすることは、まったく違う事実を述べたものであるし、また、意図的に「フィリピン人の骨を日本人の骨と偽って持ち帰っている」と取れるような印象を一般人が受けるような表現でもある。このことは表現の自由として許容される範囲を超えており、被控訴人の故意を十分に疑わせるものである。加えて、本件摘示事実の前提となる事実（a）～（d）全てが、真実と信ずるについて相当の理由が無く、また真実でもないことが明らかであるから、本件摘示事実は、その重要な部分において、真実と信ずるについて相当の理由が無く、また、真実でもない。

2 その他、原判決の明らかな誤りと矛盾点

（1）争点の遺漏、判決齟齬、及び、矛盾点

- ① 遺骨帰還事業の主体の認定、判断が正しく為されていない。（争点の遺漏）
- ② 各摘示事実の真実性の判断をしていない。（審理不十分）
- ③ 真実相当性の判断が正しくなされていない。（判例解釈の過誤）
- ④ 被控訴人の放送法上の義務を考慮していない。（審理不十分）
- ⑤ 被控訴人の悪意、故意性の可能性を判断をしていない。観点が無い。（審理不十分）
- ⑥ 被控訴人の管理・監督責任についての考察が無い。（審理不十分）

[争点1及び2]では、公共放送事業者としての被控訴人を対象としているが、

[争点3]では、本件番組制作担当者（内■■氏）が真実だと信じたことの相当性のみ、判断をしており、被控訴人の放送責任者としての判断が全く為されていない。

控訴人が原審で訴えたのは、組織体としての被控訴人であり、本件番組担当者だけではない。

(2) 判例解釈、適用上の誤り

① 目的の公益性

ア 公益性の判断方法

昭和56年4月16日の最高裁の判決によれば、「公益を図る目的の有無を判断するにあたっては、公共性の判断と異なり、名誉毀損事実自体の内容、性質から客観的に判断するだけでなく表現方法や事実調査の程度なども考慮して決せられるべき」であるとされ、またその後「記事の内容・文脈等外形に現れているところだけによって判断すべきではなく、その表現方法、根拠となる史料の有無、これを取り扱うについての執筆態度等を総合し、それらが公益に基づくというに相応しい真摯なものであったかどうかの点や、更には記事の内容・文脈はどうであれ、その裏に隠された動機として、例えば私怨を晴らすためとかの、公益性否定につながる目的が存しなかったかどうか等の外形に現れていない実質的關係も含めて全体的に評価し判定すべき（東京地判昭和58年6月10日）」とされている。これらはいずれも刑事裁判についての判決であるが、社会的に多大な影響力を持ち、多くの人の人権を名誉を不可逆的に害する可能性のある公共メディア、特に被控訴人のように公信力の強いものにおいては、表現の自由を考慮したとしても、これらの判決に準じるように、当然、より慎重に、根拠となる史料の有無や執筆態度まで含めて、公益性の有無を判断しなければならないものと考えられる。

加えて、真実性の抗弁において、公共性とは別個に、目的の公益性を要件として要求しているのであるから、あまりに緩やかに公益性を認めてしまうというのであれば、別個の要件として要求されている意義がなくなってしまい妥当ではない。『公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合』というのは、まさに、厳格に解釈すべきものである。

しかし、原判決の「目的の公益性の判断」を見てみると、本件番組上の見かけの目的のみを根拠に判断がなされており、番組内容の根拠となる取材内容や取材方法、取材姿勢等を含めて、公益性の有無を判断しているとは言えない。

公共放送における取材方法、取材姿勢とは、当然、放送事業者の番組制作上の責務である

前出の「放送法上の義務（法第4条及び81条）」に照らし合わせて考察されるべきものであるが、本件番組制作者は、控訴人と対立する立場の亀■■■■氏の影響を強く受けており（甲24~26）、シーンの捏造、証言者の真意を歪める編集のほか、日本政府の遺骨収集事業の経緯上の問題点（遺骨判別等）を控訴人の問題点として誤認混同するなど、公共放送を担う番組制作者、及び、取材者としての責務を果たしているとはとても言えないものであり、また、公共放送を担う放送業者としての被控訴人においては、本件番組内容や制作者の取材偏向性を検閲・精査せずに（或いは、黙認して）放送しており、本件放送の目的に公益性があるかどうかは、甚だ疑わしいといわざるを得ない。

イ 本件番組の目的（主語の相違）

原判決は、本件番組の目的を「日本政府が公費を用いて進める戦没者の遺骨収集事業において、ずさんな運営が行われ、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されるという実態を伝えるものであって、かつ、これに警鐘を鳴らす目的で放送されたもの」と認められるとするが、これは、明らかな誤認であり、「争点1（名誉毀損性）」の判断とも矛盾する。

本件番組が、文字通り「日本政府の責任のもと、日本政府が進める戦没者遺骨事業における」問題点を明らかにしているものであれば、控訴人は、今般の提訴に至っていない。

原判決が「争点1」の判断で認めているとおり、本件番組の摘示事実等は、「原告（控訴人）が、政府から受けた遺骨収集事業をずさんな方法で行っており、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還される」という印象を視聴者に抱かせるものである。先に述べたように「ずさん」かどうかは、被控訴人の主観であり問わないが、「フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして『故意に偽って』送還される」という事実はないのである。しかもこの名誉毀損の各摘示事実等は、番組の随所に構成され、番組の大部分を占めているのであるから、本件番組の内容は、そのまま摘示事実等に合致しており、本件放送が言わんとするところ、実質上の目的は、まさに、控訴人を特定し、その委託された事業の特定の運営上の問題点を追求しているものと考えるのが自然である。

加えて、この問題点は、本来「日本の海外戦没者御遺骨収集における歴史的経過と事実において長年にわたり存在している課題」であるものを被控訴人が恣意的に、「控訴人の事業運営における問題」としてすり替え、かつ、控訴人の事業が、周辺で起こる事象の責任の根源であるかのように装って放送し、控訴人をいわば名指しで非難したものである。また、本件番組のまとめでは、フィリピン人遺骨の日本への送還という重大な事件の原因は、政府の事業を民間に「丸投げ」をしたからであると、事実を反することをいって、根拠の無い不適切な表現で放送していることから、結果、113 万人以上の未帰還海外戦没者の帰還を今後どのようにしていくのかという、日本国民にとって重要、且つ、喫緊の課題から、国民の関心を遠ざける目的があったという可能性を否定できない。

よって、本件放送の目的は、控訴人を故意に貶めるため、或いは、日本の遺骨収集事業の問題点を矮小化するためであると推し量るのが妥当であり、単に、控訴人の委託元が日本政府であるから、本件放送が目的公益性を有しているという被控訴人主張は詭弁であり、原判決は事実関係の誤認による誤りである。

② 真実だと信ずるに足る相当の理由

原判決は、「仮に真実であることの証明がされなくても、その行為者がその重要な部分につき真実であると信じたことに相当の理由があるときには、その故意又は過失が否定され、不法行為が成立しない。」との判例引用により、本件放送の各摘示事実の真偽を判断せずして、「その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについての相当の理由があるものと認められる」摘示事実については、「少なくとも故意・過失が否定されるから、不法行為は成立しない。」としている。

本件は、公共放送の大メディアによる名誉毀損事件であるから、その「相当な理由」については、通常の客観性に加え、放送番組の編集上における放送法の規定（法第4条等）に合致していることが前提で無ければならない。加えて、被控訴人は「報道番組」として、本件番組を放送したのであるから、本来、真実でないことを事実摘示することは無いことが大前提である、にもかかわらず、敢えて、「少なくとも真実と信ずるについての相当の理由がある」とする限り

は、取材の専門家をして「誤認したことは、明らかに仕方が無い。」、或いは、「明らかに真実である。」と思える事象が、その根拠に無ければならない。

しかし、原判決は、本件番組制作者の取材、及び、番組制作に際しての故意による誤認や過失を無視することで、「真実だと信じたことについての相当性」の判断を見誤っている。更には、番組上の公平性や取材姿勢についての考察がなされていないだけでなく、「事実に基づかない伝聞報道」や「裏の取れない独自取材の一部」、及び、「控訴人の主張及び証拠を以って客観性がないと指摘した資料」までも、その相当性の根拠の要因として挙げている。

逆に、このように、いち番組制作者が、その重要な部分において真実だと「信じた」ことの相当性のみで、公共放送による名誉毀損が許されるというのであれば、今後、何もかもが正当化されてしまい、社会正義の実現という観点からも非常に問題のある判決であり、メディアによる人権侵害を助長することにもなりかねず、とても看過できるものではない。

(3) 証拠の不採用

甲 1：フィリピン政府（国立博物館）が、「遺骨は旧日本兵のものであること」を認めた文書

甲 6：ダタール氏（前遺骨鑑定人）の鑑定が杜撰であったことを示した記事

甲 8、10：控訴人が遺骨混入を容認していない旨の発言をしている記事

甲 11：「まにら新聞」と亀■■■■氏との関係を示す記事

甲 17：被控訴人が別番組で、遺骨収集事業の主体が日本政府であることを認めている内容部分

甲 18：戦没者遺骨収集事業の主体が、日本政府であることを認めた記事

3 まとめ

以上の通り、原審判決は多数の事実誤認、及び、法令・判例の適用過誤があり、判決への影響は明らかである。

- ・ 多数の事実誤認が存在する
- ・ 目的の公益性を認めたことは不当である
- ・ 各摘示事実の真偽を判断していない

- ・ 真実相当性に、客観性が認められない。
- ・ 真実相当性に、公共放送事業者としての義務上の判断が考慮されていない。
- ・ 「訴訟対象」の認識の誤り、組織的な過失違法行為の検証がなされていない。
- ・ その他、判例の誤認、適用の過誤 等

また、原審判決文は、その多くが、本件番組制作者（内■■氏）の陳述書（乙 31）の記載内容と同じであり、その中には、控訴人が真実性に異を唱える事象があるにも関わらず、検証されること無く認定事実として認められ、判断の根拠となる「事実認定」に、重要な誤認、遺漏が多々ある。

中でも、遺骨帰還事業の主体が、委託を受けた控訴人ではなく、日本政府そのものであることについての言及、検証がなされていないことは、最終的な判決に大きな影響を及ぼしている。

第 4 名誉回復

1 本件放送の与えた被害

(1) 本件番組の社会的影響と国益の損害

本件放送後、我が国のフィリピンにおける戦没者御遺骨の帰還事業は、ストップしたままであり、平成 23 年度の収集数は、「0」（甲 23）である。その間、日本に帰還予定だった 1 万以上の御遺骨は、未だフィリピン国内に留められたままとなっている。と同時に、戦後 65 年経ち、当時の様子を知る人間が刻一刻と数少なくなる中、現在も継続して、失われていく旧日本兵の御遺骨情報は計り知れず、帰還可能であったものが、その機会を失いつつある状況は、如何ともしがたく、控訴人のみならず、戦友、ご遺族の方々はもちろん、戦後の我が国においても日本人として、誠に不幸な重大な損失である。これらの損失は金銭などに換算できるようなものでは到底あり得ない。

加えて、本件放送が、故意であれ、過失であれ、113 万人以上の未帰還海外戦没者の帰還を今後どのようにしていくのかという日本国民にとって重要、且つ、喫緊の課題から、結果的に、

国民の関心を遠ざけてしまったことも、早急に、回復させなければならない問題として存在している。

(2) 控訴人が蒙った重大な多重被害

被控訴人は、一昨年 10 月に、本件番組を日本全国放送、及び、海外衛星放送を行った後にも、被控訴人の Web ページに記事を掲載し続け、且つ、他社雑誌 Web ページにおいても、本件番組と全く同じ内容の名誉毀損記事を平然と公開し続けており、控訴人らの損害は、今も、拡大を続けている。

本件放送他の影響により、控訴人会員、及び、顧問団議員は、謂れのない誹謗中傷を数多く受け続けており、その精神的被害は甚大である。併せて、控訴人に対する社会的評価の低下によって生じる、社会活動上の不利益が大きいとともに、本訴においても、物理的・時間的な多大な負担を強られている。加えて、フィリピンでの活動も一部停止を余儀なくされたままであり、結果、帰還予定だった日本人遺骨の保管費用や、再開後の活動をスムーズに行なうための維持経費負担が、継続的に膨らみ続けている。

2 被控訴人による原状回復の必要性とその方法

被控訴人は、全国ネットの大メディアであり、国民への影響力は極めて大きく、放送被害を経験していない多くの人たちからは「公共放送が真実でない放送をするはずが無い。」という絶大な信頼を得ており、控訴人からの働きかけによって原状回復を行うことは、事実上困難である。

従って、被控訴人自らが再び放送によって、その間違いを謝罪し、訂正する以外に、控訴人の名誉が回復される機会はない。また、たとえ、被控訴人による謝罪及び訂正放送が、なされたとしても、本訴期間中に失われてしまった、多くの海外戦没者の遺骨情報が回復されることはなく、損なわれた国益は、取り戻すことが出来ないし、もちろん、控訴人らの被害が修復されるわけでもない。

よって、被控訴人による、速やかな謝罪放送、及び、訂正放送は、最低限、必要不可欠なものであることは、言うまでもなく、加えて、今後、被控訴人が、国民に正しい情報を伝え、日本の

海外戦没者御遺骨に対する国民の関心が深まり、より良い議論がなされるよう、努められることを強く望む。

3 「訂正放送」の請求根拠についての補足（放送法第9条について）

原審は、最高裁平成13年（オ）第1513号、同年（受）第1508号同16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2326頁）を引用し、「放送法第9条1項」の規定は訂正放送を求めることができる私法上の請求権を付与するものではないとの理由において、被控訴人の訂正放送の義務を認めていないが、そもそもこの判決趣旨は、控訴人の主張を誤認しているものである。

控訴人も放送法第9条が、私法上の請求権でないことには同意している。

控訴人は、本件番組放送後の平成22年10月12日に被控訴人宛に事実確認の「公開質問状」を送ったにも関わらず、同年10月21日付けで被控訴人は、十分な調査もせず自己の正当性ばかりを主張する「公開質問状に記載のような事実はない」との文章回答をしたことを受け、放送法第9条のまさに条文のいうところの「その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。」に基づき、自ら真剣に本件番組内容を調査することをしない、又は、期待できない被控訴人に対し、司法という場を通じて「その真実でないこと」を明らかにし、訂正放送の再請求を同時に行ったものである。

従って、司法の場において、放送をした事項が「真実であるかどうか」が正しく判断され、しかる後に放送法第9条の訂正放送の義務の確認を求めることは、いささかも上記の最高裁判例の趣旨に違うものではない。

そもそも「真実該当性」が放送業者の一存、恣意のみで決することになれば、日本国憲法の保障する基本的人権、並びに、裁判を受ける権利は根本的に失われることになり、裁判制度そのものと矛盾をきたす事になると考えられる。

事実、被控訴人は、控訴人（被害者）からの請求があっても、原審のように自らの正当性を主張するばかりで、とても誠実に真偽の調査をしているとは言えず、当然のこのように、訂正放送も行われていない。仮に、原判決のとおり「本件番組担当者が真実と信じるに相当の理由がある」と認められた場合においても、本件放送の真偽が判断されたわけではないので、依然、訂正放送の義務を免責されたわけでは無い。しかも、原審における被控訴人は、当初こそ、本件放送が真実である旨の主張をしていたが、途中から不利であることを認識したのか真実相当性の主張に切り替えている。もし、被控訴人において、本件放送の真偽を誠実に調査した結果、真実であることが既に明白であるのであれば、本訴においても真実相当性への主張変化をさせる必要性は無く、この事実だけをとってみても、被控訴人自らが、本件放送が真実ではなかった可能性を如実に証明している事象である。が、しかし、原審判決後も、未だ、被控訴人は訂正放送を行うどころか、逆に、まるで真実であったことが証明されたかのような態度を見せている。

このように、被控訴人が、「放送法第9条第1項」に違反し、被害者の請求に対し真摯に調査せず、或いは、自らの正当性に固執するあまり、放送した事項が真実でなかった事を故意に認めていない事態なのであるから、控訴人は、裁判によってその真偽を確認し、真実で無いことを客観的に証明した上で、「放送法第9条2項」の適用を目指すものである。

よって、控訴人は、原審判決では取り上げられなかった、「放送された各摘示事実が、真実であるかどうか」の判断と、放送法第9条に基づく「訂正放送」の義務の存在の確認を求めて、控訴する。

第5 結語

以上の理由により、控訴人は、原判決を取り消した上で、審理不十分で差し戻し、或いは、本控訴審での十分な審理の下、控訴状に記載趣旨の判決を求めるものである。

以上

民法 709 条、710 条、715 条、723 条
放送法 1 条、4 条、9 条、81 条 等